

令和2年度第4回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和2年(2020年)11月24日(火) 午後4時～6時
2. 場所 くにたち市民総合体育館 第1・2会議室
3. 出席者 委員10名(欠席なし)
委員 炭谷委員(会長)、古川委員(副会長)、大島委員、押田委員、神田委員、高松委員、
藤沢委員、三井委員、呂委員、渡邊委員
事務局 5名(宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋室長補佐、庄司主事、大塚主事)

【炭谷会長】 それでは、会議を開きます。前3回、当事者の方々と意見交換をさせていただきましたことも含めて、ご議論をいただきたいと思います。まず、配布資料の確認をお願いします。

【事務局】 次第、資料4-1「基本方針骨子(案)」、資料4-2「呂委員および外国籍・在日関係者との意見交換会の記録の要旨」、資料4-3「三井委員およびワンステップかたつむりの方々との意見交換会の記録要旨」、資料4-4「藤沢委員および部落解放同盟国立支部の方々との意見交換会の記録要旨」、資料4-5「ソーシャル・インクルージョンについて」、資料4-6「国立市人権・平和のまちづくり審議会スケジュール(案)」、資料4-7「国立市人権・平和のまちづくり審議会今後の議題・検討事項(案)」以上です。本日も、できるだけゆっくりはっきり発言をされるようにお願いします。

【炭谷会長】 本日の審議の進め方ですが、前回の骨子案についての議論を踏まえて事務局で修正を加えましたので、まずこれについて確認をお願いします。

次に、3回にわたって行った意見交換をどのように答申案に生かしたらよいかについてご議論を頂ければと思います。

後半は、今回の基本方針全体に関わるソーシャル・インクルージョンについて、皆さんと考え方を共有し、理解を深めたいと思います。

最後に、今後の審議のスケジュールについて確認したいと思います。

まず、議題1、前回の骨子案について変更箇所を確認します。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料4-1、前回8月18日の第3回審議会で皆様から頂いた意見を踏まえて、赤字で何点か修正しています。

大見出しの3番、当初は「人権・平和施策の方向性」となっていたものを、平和施策は大きな見出しの5番にある関係から、「人権施策の方向」と整理しています。

(4)「平和」の部分で大見出しの5番に移すということで、(4)を削除しています。

続きまして、大見出しの4番「分野別人権課題と施策の推進」の(11)「働く場における差別や嫌がらせ」を、「ハラスメント」としてまとめる案として修正を加えています。

続いて、大見出しの5番「平和施策の推進」で、具体的な事業が細かく書いてありましたが、基本方針という意味では少し大きな方向性を示したほうがよいということで、何点か修正を加えています。くにたち平和の日事業、平和首長会議との連携、小学生の平和派遣事業を「国立市平和都市宣言等に基づくまちづくりの推進」と「様々な団体等との平和交流」に修正しています。

これから素案に向けての検討になりますので、全てこのとおりに進めなければいけないというわけではありません。今後の議論においては、適宜柔軟に修正が可能だと考えていますが、一旦、この骨組みを基に今後の議論を進めていただければと思います。

【炭谷会長】細かい文言など議論はあろうと思いますが、これから議論をしていくための項目立てをしていると理解いただければと思います。あえてこれはもっと大幅に変えなくてはいけない、新しい項目を入れなくてはいけないなどがあれば出していただければと思いますが、なければこれで進めることでよろしいでしょうか。まず中身について議論をするほうが重要だと思います。それでは、このようなことを前提にして進めていきたいと思っています。

【三井委員】4つの目標のところに、「ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち」と書かれています。いろいろな部分についてソーシャル・インクルージョンを前提にするということなのだろうけれども、学校、しょうがい者問題、教育問題などに関して、誰でも当たり前に同じ学校にというところが少し弱いと日頃から感じています。これでその部分がしっかりフォローできるのか不安なので、基本の中にインクルーシブ教育の推進が入らないかなと思っています。

【炭谷会長】インクルーシブ教育は、大変重要なポイントだと思います。言葉については、修正を加えていかなければならない点もありますので、振り返って修正することもあり得るということで、ご理解いただければと思います。

【三井委員】分かりました。

【炭谷会長】それでは、素案の具体的な中身の議論に入りたいと思います。意見交換会の第1回目、在日関係者との意見交換について、まずは出席いただいた委員の方々から、気がついた点や重要な点がありましたら、順次お願いします。

【古川委員】この意見交換会を通じて、まず知ることが非常に重要だということに改めて気づいたことが、全体としての私の一番の気づきだったと思います。

【押田委員】当事者である在日の朝鮮学校の先生や、幼保無償化を求めて取り組んでいる方を含めてお三方からいろいろ話を聞きました。私は、民族教育が様々な援助から外されていることがずっと気になっています。その実態がつぶさに説明されていてよく分かりました。

その中で三井委員から、民族教育としてあえてやらなければいけないということと、ほかの子どもたちと日頃から交わることの兼ね合いという、インクルーシブ教育についての質問が出されたことも、非常に印象に残っています。在日の方たちが日本で、日本語で生活する中で、なおかつ朝鮮半島出身者のアイデンティティを持って生活するということに、民族教育の重要性を非常に感じます。日本の小学生や中学生とどう関わっていくのかというところで苦勞されているというお話も、在日関係者の方から聞きました。民族教育を大事にしつつ、インクルーシブな教育での関わりをともに進めることは可能なのかということを非常に感じたところです。

【神田委員】私は、アイデンティティという言葉が非常に重要だと思いました。外国人問題に関するアイデンティティというお話だったのですけれども、広い視野で見て、どの人たちもアイデンティティを重視して大切にしていかなければいけないと思いました。

これは外国人の問題についてのお話ですけれども、この審議会においても、そのアイデンティティを中心に考えていいのではないかと思います。

【藤沢委員】1つは、三井委員のところにお伺いしたときに、多くの人の生活の場を作らなくてはいけないと思いました。しょうがい者や朝鮮人の方を含め、一緒に生活する場について、どこまで本当に共有しているのかということを改めて感じました。

【三井委員】意見交換会は大変勉強になりました。すごい闘いがあるのだなと改めて感じました。在日韓国朝鮮人の方のお話も、部落の問題と同じく人が故意に作った差別ですね。私は本当に残念で

なりません。どうして人間は自分より下に見ると意識になるのか。国の政策で何とかならないのかと思いました。戦争の後遺症は続いていると思いました。

それから、朝鮮学校でしょうがい者を受け入れていないのは疑問だと思いました。様々な場所で排除されていて、そこでも排除されているのかと思いました。しょうがい者に専門家は要らないです。関わってくだされば分かります。専門家が必要という考えは捨ててください。地域で生きていくのですから特別な教育は要らないのです。共に生きられる教育が必要です。

【渡邊委員】朝鮮学校のお話の中で、大学でも教育する機会があり、「関心がない」ときっぱりと言っていた学生が、実際に朝鮮学校に来ていただくと印象がとてもよいというお話が強く印象に残りました。教育だけでなく、やはり実際に交流しないと駄目なのだなと思いました。

それから、お話して下さった在日関係者の方は、割と活発に活動されている方ですけども、そういう人に対して、インターネット上のヘイトスピーチが非常に激しくなされている。それと闘うのは大変なのだという話も印象に残りました。どうしたらいいのかは、私には分からないのですけれども、大変なのだという声を実際に聞いたので、その方法を考えなければと思いました。

【炭谷会長】呂委員、実際に質問を受けられて、ご感想はありますでしょうか。

【呂委員】私も改めて学ばせていただいたことがありました。1つは、今まで在日韓国朝鮮人、朝鮮学校のことを知ってもらう試みとして、例えば国立市役所で絵画展が行われたこともありますし、近隣の小学校と交流試合や文化交流などが盛んに行われていて、それに満足している部分があったのです。朝鮮学校の存在を知ってもらうために、近くの小学校にお互い行ったり来たり、お祭りや学園祭のときに呼んで、こんな学校があるのだよというのはあった。根本的な差別をなくすために、文化交流や絵画展で満足してしまっているのかなというのは、私自身が学びました。存在を知ってもらう上ではそれでいいけれども、突きつめていくと、日本と朝鮮・韓国、アジアの間に悲しい歴史があって、この歴史認識が、私たちと日本に暮らしている方々とで違うので、そこから生まれてしまっている差別は、ただ単に私たちが朝鮮舞踊を踊ったり、朝鮮の歌を披露したりするくらいでは解消されないのではないかと思います。

もう1つは、在日関係者から、私たちのことを分かってもらうだけではなくて、私たちも努力すべきだという趣旨の発言がありました。私の子どもが通う保育園では、クラスに20人いて、外国人は1人だと思っていたら、実は私も在日韓国人だという人が20人中4名いらしたのです。本名で通っているのはうちだけなので、周りの子からしたら、うちの娘がすごく特殊な、ふだん隣にいないような感じがする。というのは、みんな通名を使っているからです。実は、国籍は韓国・朝鮮で外国人なのですが、表札に実名を出している人はほとんどいない。だから、私たちも自分の活動として、本名を名乗ろう、私たちは朝鮮人、韓国人ということを明かそうと言っても、それが何十年間にわたって変わっていない。そういう意味で、訴えるだけではなくて私たち自身の問題もあるということに気づかされた、そういう意見交換会でした。

【炭谷会長】大変有意義な意見交換がなされたのではないかと思います。実は、私自身も在日コリアン問題にどっぷり浸かっておりまして、本当に差別は深刻だということを、いろいろな場面で実感しています。

1つだけご紹介しますと、20年前から東京を中心にして、在日コリアンの方々を対象に老人ホームを作る活動に参加してきました。しかしある程度までいくと必ず住民団体から反対を受けてぼしやるのです。その繰り返しでやってきたわけですけども、ようやく5年くらい前に江東区で受け入れ

てくれて作ることができました。しかし、建物を作った段階で、これは善意なのですけれども、在日コリアンのための特別養護老人ホームができると非常に大きく書いた新聞記事によって、区議会が猛反対に移りました。日本人でさえ特養に入れずに在日コリアンが入るのはおかしいじゃないかという反対運動で、その収拾に非常に苦労しました。せっかく努力してきたのですけれども、ある程度妥協して現在運営をしています。やはり住民の理解は、今でも得られにくいと思います。

そのほか、川崎市を中心としたヘイトスピーチ問題の対応にも注目してきました。神奈川県黒岩知事にも県が設置した懇談会として意見を申し上げたことがありますけれども、今後川崎市の条例の推移を見ていきたいと思っています。

出席されなかった方も含めて意見を深めたいと思いますので、ご意見があれば自由をお願いします。

特に私が呂委員の発言の中で非常に印象深かったのは、文化の交流も非常に重要だけれども、それだけではなかなか差別はなくなる。在日外国人だけの問題ではなくて、しょうがい者、ホームレス、あらゆるものが同じで、こういうものだけでは不十分なところがあるのだらうと思います。

【古川委員】私が先ほど申し上げた、知ることがまず第一段階ではないかということに気づいたという点について、知ることや交流については、自治体が活動しやすい分野だと思います。これに対して人権侵害が発生したときに、自治体はその侵害を止めることができるのかということ、人権侵害に当たるかどうかは、本来、裁判所などで判断するのに適した事項なので、難しさもある。人権教育などの、自治体取り組みやすいところを見つけていくということも、この審議会ですら意識してもいいと考えました。

【炭谷会長】今の点について、皆さん方のご意見をお願いします。大変重要な論点ですので、この審議会も議論を深めなければいけないと思います。

【押田委員】私はずっと、この条例づくりに市民の側からも関わらせていただきました。多くの被差別マイノリティの方々と意見交換をしてきたのですけれども、重大な人権侵害が実際にあったときに、例えば加害の側からそれを阻止したり、あるいは被害に遭った方たちをどう救済するか、被害に対してきちんとした対応ができるのか。この条例に対する期待としては、単に人権侵害や差別はいけませんというお題目で終わらない、実効性のあるものにぜひしてほしいという強い声が非常にありました。私がそういう立場に立っています。

したがって、今、言われた啓発、教育の重要性はもちろんですけれども、実際に被害が起きたとき、人権侵害があったときも、自治体としてどう対応するのかを考えることは、実効性を持たせる意味ではとても大事なことなので、ぜひ、これから基本方針と具体的な方針を見つけていく、議論していく中でも、そのことについては絶対に避けない形で取り組んでいただきたいと強く思っています。

【炭谷会長】今の論点はこの審議会でも議論しなければいけないと思います。在日外国人だけではなく、他の人権侵害についても自治体はいかに対応すべきか。自治体において啓発普及、人権教育を行うというのは、もちろん大変重要なことだけれども、それが起こった後の措置を自治体がどこまでできるか。こういうものの対応を国立市でどう考えるべきか。こういうことがここで議論すべき1つの大きなテーマだらうと思います。

【三井委員】当事者の方の様々な声を聞いて強く感じたのは、当事者の自分たちも知らないことや初めて知ったことが多くあったので、意識しない人はさらに知らないのだらうなということでした。

大阪にあった人権博物館が閉鎖を余儀なくされてしまった。地域でそういうものを作って、差別の歴史や差別された証言などが常に見られて勉強できる場所がないと学べないと感じました。そういう

ものも同時に考えていきたいと思います。

【炭谷会長】日本で一番優れていると私が感銘を受けた人権博物館は、三重県の人権博物館です。大変立派な建物で、中身も大変充実していると思いました。ほかにたくさん市の単位で人権博物館を作っているようです。

それでは、第2番目のしょうがい者との意見交換会について進めたいと思います。

まず私からお話をさせていただきます。現に私自身、しょうがい者施設をたくさん経営していますが、三井委員のところは、素晴らしいと思いました。

しょうがい者の方々、特に知的や精神しょうがいの方、発達しょうがいの方は行く場所がないのです。そういった方々の行く場所を作っていらっしゃる。私はこういうものが必要だといつも思っていたことが現実存在して、そう立派な建物ではないけれども、まさに手づくり感のある、温かみがあると思いました。それが第一の印象でした。こういうものが国立にできているというのは大変素晴らしい。できれば全国に、全市町村で何カ所かこういうものができればいい。しょうがい者だけではなくて、引きこもりの若者なども寄れる、そういうものが日本で今一番不足しているのではないかと思います。

2番目の印象は、まさに三井委員を中心にして、闘いながら育てていらっしゃったということ。初めからできていたわけではなくて、まさにニーズ本位で闘いながらできてきた。しょうがい者は何を必要としているかを踏まえて活動をされていると思いました。ニーズが変化していくので、ますます発展して、まさにしょうがい者の目で作っていらっしゃるなと思いました。そして、そういう活動をされているということに非常に感動しました。

それでは、一緒に行っていただきました古川委員、お願いします。

【古川委員】例えばヘイトスピーチは積極的な加害行為に対する人権問題ですけれども、しょうがい者の皆様の置かれている状況は、周り何もしないとそれだけでバリアができて、銭湯に行っても入れないなど、何もしないことによって違いが出てしまう。やれるべきことができないという意味での人権侵害の発生の仕方がほかの人権侵害と少し違うと思います。

ですから、バリアの解消という観点が必要だということと、身体しょうがい、精神しょうがい、知的しょうがいとそのバリアのバリエーションが非常に多いので、そこから何か共通することを抽出できるとすると、考え方として、国立市で何か施設を作ろうとするときにはこういう観点で見ないと駄目だということにつながられるのかなということを考えました。

合理的配慮というのは、非常に抽象的な言葉で、何をしたら合理的配慮といえるのかが分かりません。合理的配慮の考え方には決まりがないが、バリアの解消方法として国立市ではこう考えるのだよということを示すと、国立市内で何かやろうという方が、合理的配慮をしなければいけないということで少し意識が変わってくるきっかけになると考えました。

【大島委員】私がこの会議に参加して感じたことは2つあります。1つは、三井委員が取り組まれてきた長い歴史です。これはすごいことだと思います。1970年代からで、社会の中ではまだしょうがい者の問題が一般化されていなかった。そこから始まっているという点は、すごく考えさせられました。

2点目は、三井委員も自ら言っている、「小さいうちから差別を教え、学校の中に取り入れられるとよい」という部分です。私も全くそのように思っているところです。目の前にある様々なことを解決しなければいけないのは事実ですけれども、もう1つ先を見ないと難しいと思う。先ほどの在日の間

題も、基本的には目先のやらなければいけないものと、それから、もう少しスパンを長く、未来に向けていく視点が非常に大事ではないかと思いました。

【押田委員】まさに闘いをし続けてこられたという歴史を具体的にお聞かせいただいて、本当にそのすごさにもものすごく感銘しました。

国立は、今回私たちがやっている条例に至る人権施策がずっと積み重ねられてきているのですけれども、三井さんたちの取組、闘いが人権施策の積み重ねを作ってきたのだなということをととても実感しました。それが、まず1つ一番大きいことです。

もう1つが、重度しょうがいを持っている方の中で、自立生活をしている比率が、国立市が日本で一番高いという実態を作ってこられた。これはやはり三井さんが先頭に立って、自らその生活を切り開いてきたことに、またさらに続いている実態が現実にあるのだということも非常によく分かりました。

それからもう1つ、非常に印象深かったのが、三井さんの、もっと条例を市民に広げるためにも旗を立てて、きちんと市民に分かってもらう必要があるというお話。私も前々からいろいろな機会があればぜひそうしてもらいたいと思っていたところですけども、非常にそのとおりだと思います。

人権博物館を国立市の中で作っていくべきではないかというのも、この条例をちゃんと市民に広めて、具体的に実行していくためには、そういう宣伝活動もとても必要だし、また、そこで私たちが学ぶことが多くあるのではないかということをお話いただきました。

【藤沢委員】この前伺って、活動が広がっていることを感じました。その上で、交流は別に悪いことではないけれども、市民としょうがいのある人たちが一時的な交流会だけではなくて、日常生活も含めて協働の取組、輪のようなものができていくことを市がどうやって保障していくかが1つの課題なのかと考え始めています。70年代半ば、しょうがいのある子どもが学校に行かず母親と2人きりでいるという実態がありました。改めて課題を突きつけられたというのが私の感想です。

【炭谷会長】私が受けた印象は、三井委員は、制度が作った高い壁をいかに小さいハンマーで崩していくか。そういう歩みだったのだらうと思いました。実際、意見交換を受けられて、三井委員のご感想がありましたら、お願いします。

【三井委員】皆さんに知っていただいてよかったです。やはり交流や討論をしないと分かっていけないと思いますので、今後も交流や討論をしていきたいと思います。

【炭谷会長】私自身もしょうがい者の方々がたくさん集まっていって温かい雰囲気がすばらしく、それによって学んだことが大変多いと思いました。まさにああいうものが国立の人権の拠点といえますか、人権の聖地のような感じを持ちました。

それから、古川副会長からあった、何もしなければ人権問題は生じてしまうというご指摘が、大変重要だと思います。おのずから人権侵害を起こしてしまうことにどう対策を講ずるべきかということが、この審議会でも議論するべきポイントではないかと思いました。

そのほか、三井委員が市民とともに作られてきたという点も大きいのではないかと。それは国立市の住民の方々の理解度が大変高いということ。むしろ高まってきたというほうがいいのかもかもしれませんけれども、そういう面もあったのではないかと思います。

それでは、ここで10分間休憩を取ります。

(休 憩)

【炭谷会長】それでは、再開します。

先ほど、しょうがい者との意見交換会に出席された方のご意見を頂きました。本来であれば、出席されなかった方のご質問、ご意見があれば伺いたいところですが、時間の関係上、3番目の部落解放同盟国立支部のお話の後、両方合わせてご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

まず、私からお話しさせていただきます。私自身、国立支部の方々と意見交換する前までは、国立市の被差別部落は、大都市化で大分消滅しつつあるのではないかと、差別も随分変わっているのではないかとという予見で臨みました。

しかし実際にお聞きすると、差別というのは今現在も大変根深いもの、根強いものがあるというお話を頂いて、国立市でもやはりそうなのかということが印象深く、平成28年12月に制定された部落差別解消推進法の必要性が非常に強いと思いました。

そのような意味で、国立市における部落問題は、やはりしっかりと取り組んでいかなければいけない課題であるということを学ばせていただきました。

【押田委員】解放同盟国立支部の方々とは面識があり、国立の地域についても何度か実際に視察して、その地域を見て回るということもしてきましたが、藤沢委員も入れて4名の方から、具体的に国立の部落の作られてきた過程や、今現在の状況についてトータルにお聞きすることに、とても意味があったと思います。

今、幾つか問題があって、現実には、インターネットで差別を助長する行動をしている人たちが、国立にもターゲットを定めてインターネットに上げている。支部の方々の個人の様々なプライバシーまで全部含めて、洗いざらい上げられて攻撃の対象になっているという実態が、現実には進行している。これはやはり本当に深刻な問題だということを改めて感じました。

その団体の情報では、市では、国立には特に部落はありませんという言い方をしていると、そういう記載になっているのです。難しい部分はあろうかと思いますが、国立の市政としても、部落があるということを踏まえた上で具体的な施策を取るのとは当然のこと。部落はありませんという記載が、今もしも公式にどこかに残っているとすれば、それはきちんと払拭しなければいけないと改めて思いました。

それから、地域の問題としては、寝た子を起こすなということで、地域から大声を上げることが非常に難しい。そういう実情も示されたと思います。やはり、部落差別をなくしていくためには、せっかく国立支部が存在して活動していることからいえば、地域から何かしらのアクションが具体的には必要なのかなという思いを、私は前々から持っています。そういう意味では、非常に難しいことですが、地域の実情を、地域の人たちが自らの言葉できちんと語り、そして、差別のない社会を作っていくための具体的な取組をしていく。そういう取組を、これから何としてもやれるような、そういう環境づくりをしていく必要があると強く感じました。地域の公会堂も使いながら、運動として作っていったらいいなと特に強く思いました。

【三井委員】本当になぜ差別されなくてはいけないのか。しかも、戦国時代から続いているという国立の部落の人たちが住む場所も、雨が降れば洪水のようにあふれる場所、隅っこに追いやられたり。楽しいはずのお祭りなのに悔しさとの闘い。これも国の政策と教育で何とかできるはずなのにやらない。学校教育の中で徹底して意識を変えるべきだと思いました。

【呂委員】私も参加しまして、知ることの大切さを、このときほど感じたことはありませんでした。

それで、私以外は多分皆さん、部落の問題について知識もある方たちだったので、本当にその場に居るのが恥ずかしいし、申し訳ないくらいに自分の無知を痛感した日でもありました。

そして私は、支部の方の一言一言がずっしり胸に響いたのですけれども、中でも当事者の心の叫びに耳を傾けられる行政であるべきだということをおっしゃっていたのがすごく印象に残りました。

もう1つは、差別を根本からなくすために全ての人に対する教育が大事ですけれども、特に、未来の子どもたちを育てる教師に対する教育と、そして、国立市の市議会議員の皆さん、行政で働いていらっしゃる方の人権教育がとても大切になってくると考えました。

最後にもう1つ、部落に対する差別行為を行ったことで有罪判決を受けた方のお話で、有罪判決を出したら終わりなのかと。というのも、ヘイトスピーチもそうですけれど、有罪になって収監されたり罰金を払ったとしても、その人の根本にある差別意識が変わらない限りは、外に出てきたらまた同じことをしますし、罰金さえ払ったら同じことをする。行政として、そういう人権侵害を許さないという強い対応をするのと同時に、やはりもっと長いスパンで、そういう差別行為をやってしまう人たちに対する、罰則・罰金で終わらない対策も一緒に考えていかなければいけないということも、お話を聞いて思ったところです。

【炭谷会長】最後におっしゃったことは、私もそのとおりで、本当の差別をなくすために根幹的にやるべきことがもっとあるのではないかと思います。それでは、実際に受け入れていただいた藤沢委員、お願いします。

【藤沢委員】1つの事件として、差別手紙が全国に約500通届いたことがありました。私のところにも20通くらい来ているのです。在日の方にも出したと思いますし、しょうがい者団体にも差別手紙は出されています。私の団地でも、周辺にも出されています。やる側としては、単なる脅しとか愉快犯だけではなくて、プレッシャーをかけるということも1つあるわけです。

防犯カメラをつけようかとなったのですが、防犯カメラは結局役に立たないというので、とにかく絶対に家の中に入れるなど、周りの人に訴えました。周りの人にもこういう事態があるということを、逆に宣伝させていただきました。そういうことでしかこちらとしてはやりようがない。

結局、やった人間は脅迫などで一応短い期間で実刑判決を受けたのですけれど、実刑判決を受ければそれで済むという話ではない。今度は偽名でインターネットにアップしている。また、自分が直接差別はしていない、研究しているだけだと言いながら周りに向けているのをやっているのが、先ほど他の委員の話にもあった団体です。

その人たちが、実は国立にも来ている。すぐに消されましたけど、インターネットにはそのことが書かれていました。私は、正直に言ってそれを怖がるのが普通だと思うのです。対処はできないだろうと思いますけれども、一応防御しました。国立の場合は、地域住民の人たちから逆の反応が出てしまった。寝た子を起こすなという話です。そんなことがあるのなら、自分が出ていくと大変ではないかというような。情けない話ですけれども、いろいろな経過があります。

【炭谷会長】被害の状況から考えると、まだまだお話がたくさんあるかと思いますけれども、時間の関係がありますので、先ほどのしょうがい者の問題も含め、出席されなかった方も含めてご意見を頂ければと思います。

【高松委員】この3つのお話の議事録を拝見して私が率直に感じたのは、自分が受けてきた教育を振り返る機会になったということです。あまりにも無知だったという反省もあります。

特に呂委員のお話の中で、根本的差別を解消するために文化交流だけではなく何が必要なのか。大学などで授業の中の1つのテーマとして扱うことがあったとしても、果たしてそれが本当に根本的な理解につながっているのか、知ることになっているのかというのはまた別の話なので、それはいずれ

の差別に関しても深く考えていきたいと思いました。

また、教員を養成している立場としても、深く考えさせられる。知ることはすごく簡単かもしれないけれども、どこまで落とし込めるのかというところです。客観的にはそれを測定する尺度もない。だから、どうやってこういった差別的な発言や言動や行動や考え方をなくしていくことができるのかを問い続けなければいけないと思います。

三井委員のお話の中で、私は自分の小学校のときのことを思い出しました。知的しょうがいのあるクラスメートがいました。みんなが地元の中学に進む時、そのクラスメートだけ別の中学に行きました。当時は、私自身特に何も疑問を感じませんでしたが、なぜ同じ中学に行けなかったのか、それがどういうことだったのかと考えました。私自身が感じたことを共有させていただきました。

【神田委員】この記録を読んで、今も部落差別を助長する団体は活動しているということが分かりました。何年か前に当該団体に対する処分がさいたま地裁ほかいろいろな地裁で出たという話をよく見ていましたが、彼らが作っているページが検索結果に出てこないようにするという対応で少し被害を少なくできるのではないかと考えていました。

【炭谷会長】特に部落差別に関するインターネットによる差別は、追いかけてこで常に新しいものが出てきて、その被害度がだんだん深刻化して、これも最近は個人名を挙げるという形まで出ていますので、深刻度が増しています。この審議会でも、インターネットによる差別の問題をしっかりと考えていかなければいけないと思います。

ここまでで現地の方々を訪れての3回の意見交換会に関することは終わります。

それでは、議題の3番目です。ソーシャル・インクルージョンとは何なのか。まだ十分に定着しておらず、人によっていろいろと考え方があってと思いますので、まず私から10分程度、ソーシャル・インクルージョンが私はどう考えているか、また取り組んでいるかについて、皆様方がお考えをまとめる参考にしていただきたいと思いますとお話をさせていただきます。

資料の4-5です。まず、なぜソーシャル・インクルージョンが必要になってきているのか。これは、まさに日本の人権状況の問題から来ているものです。

今日3つの分野について意見交換をしましたけれども、このような問題も、既にお気づきのようには解決はしていない。しょうがい者の問題もそうですし、刑務所からの出所者に対する社会の厚い壁が再犯につながってしまうという課題もあります。それから、先ほど議論しました被差別部落に対する根深い差別も現にあります。

このような差別は、大和朝廷時代から既に文献上出てくるものですから、大和朝廷時代からあるのだらうと思います。でも、一千年も経つのになかなか解決しない問題です。ものによっては、むしろ深刻化しているのではないかとともに思います。

古い問題が解決しないのに、逆に新しい問題が次々に起きている。特に高齢者の介護問題、認知症の高齢者で苦勞されている方もたくさんいらっしゃるでしょうし、孤独死や無縁死のような問題です。今、日本では孤独死、無縁死が3万件から4万件になっていると思います。

つい最近、児童相談所の児童虐待の相談件数が20何万件と出ていました。児童虐待が日本で公的に調査された平成2年の相談件数は1,200件。今は20数万件ですから桁違いに多くなってきているという状況です。

それからホームレスの問題。私自身は55年間ホームレス問題に関わっています。ホームレスの問題は古い問題だと思われかもしれませんが、新しい問題として、野宿はしないけれども、ホームレスにな

っている。夜はファーストフード店やネットカフェで泊まる。このような人たちが多くなっている。私は少ないと思うけれども、東京では4,000人いるという調査が2018年に出ました。これを全国に伸ばせば3万人くらいは、事実上、新しい形のホームレスができています。今回のコロナ禍でこのようなところが閉鎖になると行くところがないという問題も出てきました。

話は戻ります。児童虐待も、新型コロナで家庭内に閉じこめるために増えているという状況があります。このように、新しい問題も次々に起こる。これはあくまで例示ですので、先ほどの在日コリアンの問題やいじめの問題などまだまだたくさんあると思います。

このように、日本には解決しない人権問題がたくさんあります。それをどのように解決したらいいのかといえば、私は、なぜこのような問題が生じているのかということにメスを入れなければいけないと思っています。最近の経済や社会の構造変化が大きく影響している。これは何かといえば、私は大体30年くらいから顕著になったと思いますけれども、家族や親族や地域社会の絆が弱体化しているために、一層人権問題が複雑化しているということです。そのために、社会的に弱い立場の人が社会から排除され、孤立している。ホームレスの問題、刑務所からの出所者。または、しょうがい者の人たち、被差別部落の人たち。このように社会から排除されて、これがより一層強くなっているというのは、ここに一番大きな原因があるのだと思います。

2番目が、このような問題はほとんどが貧困と結びつき始めていること。人権問題と貧困との関係がより一層強くなってきているという特色があります。

3番目は、これは10年前くらいから日本社会に顕著になりましたけれども、いわゆる情報社会。スマホやインターネットの普及によって、ほとんど人と人とはデータな関係として結びつくけれども、実際に顔と顔を見合わせた関係が少なくなりましたので、人に対する思いやりとかそういうものが減り始めているというところがあると思います。

このようなことが原因になっていますので、人権問題は昔とは大きく変わって、より難しくなっているわけです。

実はこのような問題は日本だけではないのです。1から3まで上げた先ほどの背景は全世界に共通しています。ほぼ同じ時期に起こっているのです。1990年代からヨーロッパでは、何らかの形でハンディキャップを持っている人が社会から排除される。特に外国人が排除されているのはよく新聞報道に出ていとおります。また、しょうがい者、貧困者、ホームレス、刑務所からの出所者、薬物依存症の人。いろいろな人が社会から排除されているという状況です。

そして、ヨーロッパの場合は、これを何とか解決しようということで各国が努力をした。そして、そこに出てきたのがソーシャル・インクルージョンという理念です。そのような人を社会から排除するのではなくて、地域社会の中に包摂していこうということが、いわば国家の基本政策として登場したわけです。フランスやドイツやイタリアは法律を作りましたし、イギリスは総理直轄の組織を作った。EUではアムステルダム条約を作って、これに対応しようとしていました。

今や世界の共通理念になって、SDGsもソーシャル・インクルージョンが基本理念になっていますし、障害者権利条約もソーシャル・インクルージョンを基本理念としています。

そこで、私が特に強調したいのは、(3)のロンドンオリンピックです。ロンドンオリンピックは敢えて貧困な地域で開催しました。なぜそれをやったかということ、世界の人に対して、貧困地域に住んでいる外国出身の移住者もしょうがい者も貧困者も社会の一員としてスポーツを通じて結び合おうということを訴えたのです。これはいわばロンドンオリンピックのレガシーとして伝えられ、リオオリ

ンピック、東京オリンピックとして引き継がれたわけです。

なぜ東京オリンピック・パラリンピックを開くかといえば、これははっきりとホームページのトップに載っていますけれども、インクルージョン・アンド・ダイバーシティを目指しますと。それをやるためにオリンピックを開くのだと書いてあるのです。これがあまり知られていないのはどうかなと思います。

そのような動きを受けまして、国立市で、日本で初めてソーシャル・インクルージョンを目指そうという条例ができたことは大変すばらしいと思いますし、前回、皆さん方にご紹介しました済生会の「ソーシャル・インクルージョン推進計画」も、ソーシャル・インクルージョンの理念を浸透させていくために努力して書いています。

それでは、ソーシャル・インクルージョンというのは、具体的にどのように具体化したらいいのかということです。

1つは、啓発事業は大変重要だけれども、啓発だけでは十分に伝わらない。つまり人間は、仕事や教育や余暇活動の機会を喪失すると、社会から排除されたり孤立してしまう。現在の社会は、このように一緒に仕事をするとか、一緒に学ぶとか、一緒に遊ぶとか、一緒に生活をするとか、そういうことで社会との結びつきができるわけです。

私が三井委員のところで大変感銘を受けたのは、まさにあのような場で皆さんが昼食を共にしている、語り合うという場があれば、人との結びつきができる。家にいて勉強をしても人との結びつきはできず、社会から排除されたり孤立しているということになります。

結局はここに人権問題を解決する鍵があります。ですから、まず仕事と一緒に遊ぶとか一緒に学ぶとか、一緒に生活をするとか、このような具体的な事業をやって、人との結びつきを高めていくことが非常に重要だと思います。

その中の1つとして仕事がありますけれども、仕事づくりについては、ソーシャルファームということに、私は1つの夢を託しています。今日は省略させていただきます。

それからもう1つは教育です。教育も大変重要で、特に北欧やドイツやオランダは教育を非常に重要視して、人や社会との結びつきをつけようと努力をしていますし、また、子ども食堂のような試みも、社会との結びつきをつける大変よい方向だと思います。

最後に、ソーシャル・インクルージョンは、結局、人とまちを元気にする。結びつきを形成するという1つの効果。それから、まちが活性化する。最後には、住みやすいまちというのが実現して、人権や多様性が尊重され、平和を目指すまちになると考えています。

皆さん方がお考えになる参考にしていただければありがたいと思います。ご質問なりご意見があれば、お伺いします。

議題4に移ります。今後の検討スケジュールです。資料4-6、12月から6月まで、残り6回程度で審議会の答申をまとめていきたいと思っています。

私の考えとしては、今回第4回で3つの分野について、必ずしも十分に掘り下げられてはいないかもしれませんが、意見交換を行いました。5回目、6回目、7回目程度を使いまして個別の分野。これは具体的には、先ほどの素案の関係です。資料4-1に基づいて4の「分野別人権課題と施策の推進」が出ていますので、この中で全ての項目について意見交換ができればありがたいのですが、時間の関係上、まず重要なテーマから重点的に拾っていったらいいと思います。

それから、これが終わった後、今日も何人かの方からご意見が出た人権侵害が行われた場合の救済

制度をどうするのか。これは大変に重要な問題で、また難しい問題です。これについても、この審議会として議論は避けられないと思います。後半の部分で1回ないし2回程度は議論をしないとイケないと思います。

このようなことを踏まえますと、12月は、インターネットによる誹謗中傷。これが非常に人権問題の新しい、大変大きな問題になっていると思います。この部分についてまず議論を、神田委員に報告をしていただいてはどうかと思います。

項目は非常に多いので、仮に12月に併せて、今重要なテーマである（5）感染症、疾病にかかる差別、それから、感染症と同じような類型に属すると思いますので、（10）の災害時要援護者の問題。これは共通する部分がありますので一緒に議論をしたらどうかと思っています。

【事務局】この基本方針を作るに当たっては、確定する前に、素案をお示しして市民の皆様からのご意見を頂きたいと考えています。パブリックコメントの意見を踏まえて、少なくとも2回くらいの審議は残しておいたほうがよろしいかと思います。

ですので、それまでには、市民の皆様にご公開できるまでの素案を固めていきたい。パブリックコメントは、国立市の規定では最低でも21日間は意見を取る期間を設けますので、どのあたりの期間になるかは、今後の議論の進捗にもよるかと思いますが、これをご理解いただいた上で進めていただければと思います。

【炭谷会長】分かりました。それであれば、パブコメにかかる素案は、現状では4月上旬内にできている必要がありますね。ですから、そこまでに一辺りの議論は終わらなければならない。先ほど私の言った予定よりももう少しスピードアップして1月以降の日程を固めたいと思います。

ご意見がなければ、先ほど言いましたように、差し当たって12月は、神田委員のインターネットの問題。それから、新型コロナの差別、感染症の問題と、災害時要援護者の問題を取り上げたいと思いますので、どなたか適当な報告者を事務局で選定してお願いしてください。

こういうところで、差し当たって12月は詰めたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次回の日程は、12月22日午後4時からこの会場で予定しています。

【古川委員】素案のパブリックコメントに資するものを3月には作るということだと、素案のイメージをもう少し持たないと作れないと思います。骨子に肉づけしていくということなのでしょうが、しょうがい者、被差別部落出身者、外国にルーツのある人は、これまでの議論を踏まえると、どういふ書きぶりになるのかを示していただくと、ほかの部分のイメージが少し持ちやすくなると思います。一通り議論をした後に作文をしていくとなると、本当に1、2カ月でぱっと素案ができるのかということになってしまうと思うので、今の議論を肉づけするようになっていきますよという具体的なかたちを示していただきながら、この先の議論を進めたほうがいいのではないかと思います。

【炭谷会長】大変すばらしい意見で、このように積み重ねていって進めたほうが、最後まとめるのが非常に楽ですから、今回3分野やりましたから、まとめたものを参考に1回作ってもらえるようなスピードでやったらどうかと、私もそう思います。

【事務局】そのように少しおまとめした上で、個別の件と並行してお示しできるように準備したいと思います。

【押田委員】今日、骨子案を大枠確認しているのですが、さらにこれからまた肉づけされて、しかもこれからまだ文面の変更も修正もあり得るという話でしたので、その間には、次の会議を待た

ずに、例えば意見や気がついたところは事務局に申し上げるということによろしいでしょうか。

【炭谷会長】そういうやり方で結構です。そのほうが効率よく済みますので、お願いします。

それでは、特になければ、ここで閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —